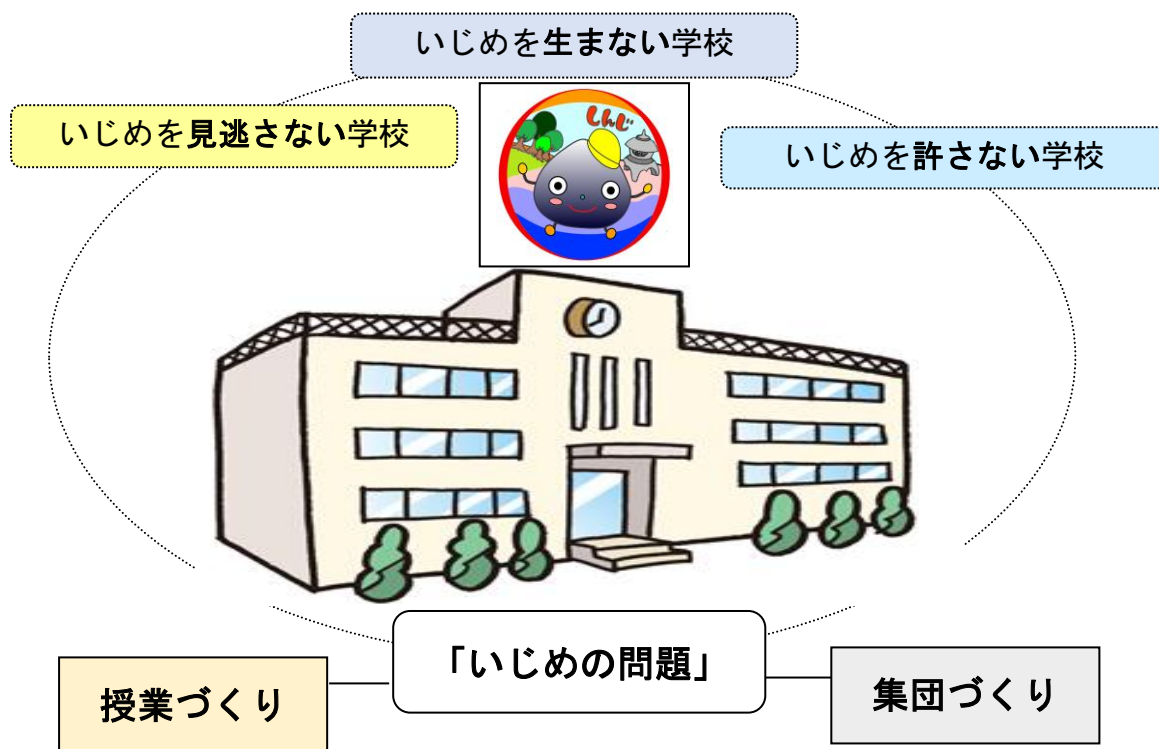


宍道中学校 いじめ防止基本方針

すべての生徒にとって心の居場所となる魅力ある学校

～「いじめ3ない学校」をめざして～

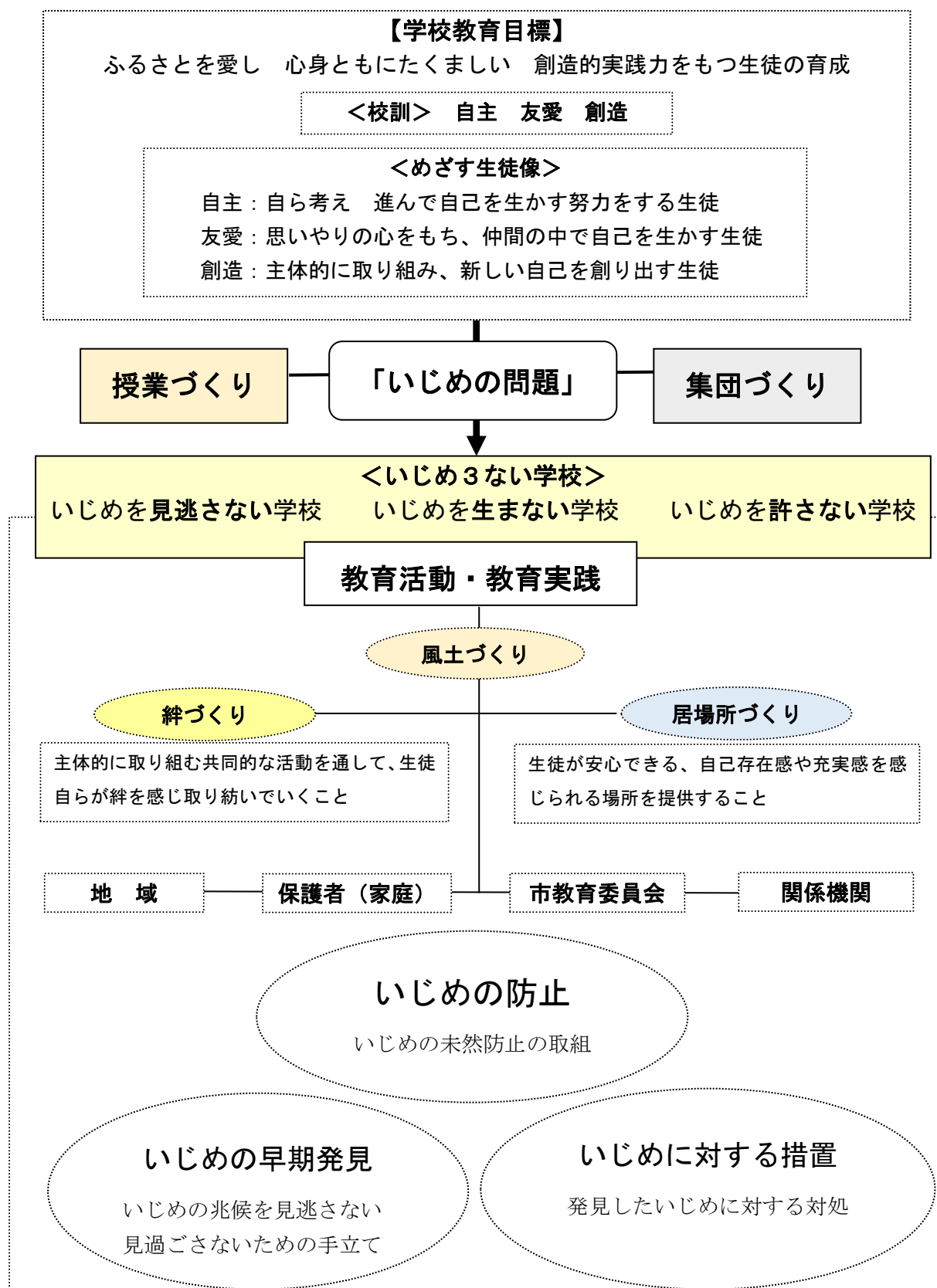


令和8年5月

松江市立宍道中学校

央道中学校が取り組む「魅力ある学校」づくり

～ “いじめ3ない学校” をめざして～



「いじめの問題」に取り組む共通認識

【いじめの定義】

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条 いじめの定義）

- ※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や放課後児童クラブや社会体育活動等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。
- ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりする事などを意味する。けんかふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ※ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。
- ※ この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた子どもの立場に立つて行うことが必要である。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

【いじめの問題についての基本認識】

- ◆いじめは、どの子どもにも、どの学級にも、どの学校にも起こり得る。
- ◆いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ◆いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ◆いじめでは、いじめられる側にも問題があるという考え方は間違いである。
- ◆いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要の刑罰法規に抵触する。
- ◆いじめは、教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ◆教師は、いじめに容易に巻き込まれやすい（教師の醸し出す雰囲気や態度が大きな影響を与える）
- ◆いじめは、発達期の子どもの心に甚大な影響を及ぼす。
- ◆いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ◆いじめは、加害者・被害者の二者関係だけで成立しているのではなく、観衆、傍観者の存在によって成り立っている。「いじめの四層構造」への対応が不可欠である。

【学校の責務】

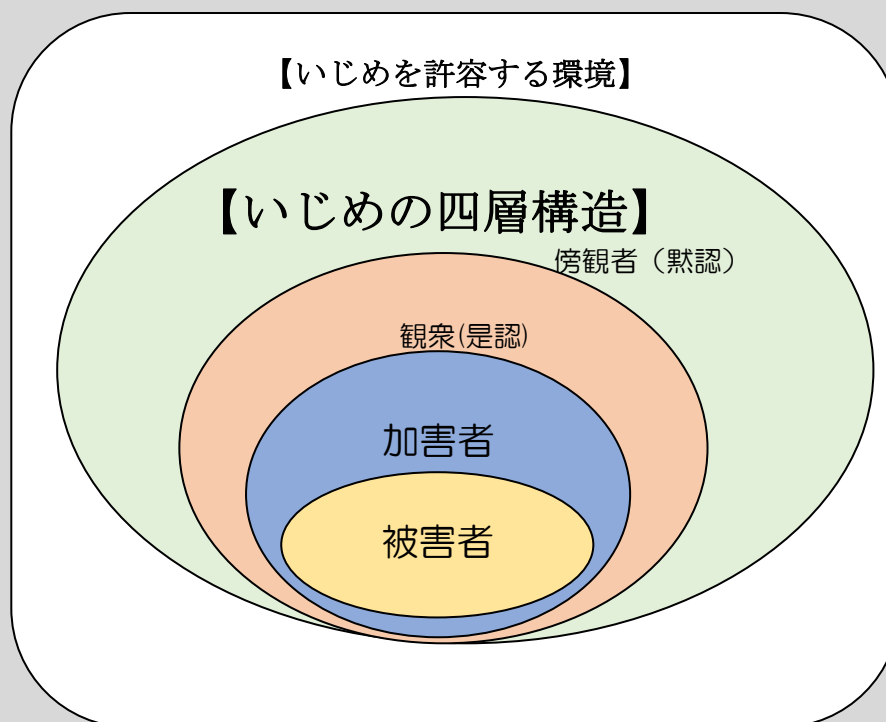
- ・教職員が子どもと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。
- ・校長の強力なリーダーシップのもと「いじめは絶対に許されないこと」「いじめられる側にも問題があるという見方は間違いであること」「いじめられている子どもを守りぬくこと」を表明する。
- ・教育活動全体を通じて、自他の生命を大切にする心、人権意識、公共心および道徳的実践力等を育成し、よりよい人間関係づくりの実践的な取組を行う。
- ・いじめの未然防止、早期発見、適切な対応を図るため定期的なアンケートや相談窓口の設置等、子どもの声を大切にした教育相談体制を整備する。
- ・いじめを積極的に認知し、校内における組織的な対応と報告、連絡、相談を徹底するとともに、保護者、地域、関係機関等との連携を図る。
- ・いじめが発生した場合には、解消のための早急な対応と被害者及び加害者双方の子どもの適切な救済、関係の修復を図る。また、双方の保護者との適切な意思の疎通を図る。

【いじめの問題に対する教職員の基本姿勢】

- ◆「いじめは人間として決して許されない」という意識の徹底
- ◆教職員自らが人権意識を高め、いじめを見抜く感性を磨く
- ◆いじめられている生徒には非はないという認識に立った親身な対応
- ◆いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的な対応
- ◆いじめの未然防止のための開発的・予防的生徒指導（積極的生徒指導）の充実
- ◆生徒や保護者からの声に誠実に応える（生徒、保護者との信頼関係の構築）

【いじめの構造】

社会や時代の変化（少子高齢化・情報化等）



いじめの未然防止の取組

いじめを生まない学校

「居場所づくり」「絆づくり」をキーワードとして、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、主体的・意欲的に授業や行事に参加・活躍できる学校づくりを学校全体で進めていく。

いじめが起きにくい風土づくり

なにげない行為が深刻ないじめへとつながらない、潤いに満ちた風土をつくりだす「居場所づくり」の発想の取組

※居場所づくり：生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供すること

いじめの背景にはストレスやその原因となる要因（ストレッサー）等が存在することに着目し、それらの改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らし、エスカレートすることを防ぐ。

◆いじめに向かわせる3つのリスク要因の改善を図る。

（①友人ストレッサー ②競争的価値観 ③不機嫌怒りストレス）

◆生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる、そんな場所を提供できる「授業づくり」や「集団づくり」を進める。

◆授業や行事の中で、どの生徒も安心して参加・活躍できる居場所づくりを進める。

いじめに向かわない生徒

生徒ひとりひとりが「いじめなんて、かっこわるいよね」と言えるように育つことを促す「絆づくり」の発想の取組

※絆づくり：主体的に取り組む共同的な活動を通して、生徒自らが絆を感じ取り紡いでいくこと

いじめの背景にはストレスやその原因となる要因（ストレッサー）等が存在するが、「そんなものには負けない」「そのはけ口として他者を攻撃するようなまねはしない」と言える生徒を育てる

◆人とかかわることを喜びとを感じる体験（集団体験）を提供する。

◆主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っている自己有用感を生徒全員が感じとれる絆づくりを進める。

◆授業や行事の中で、すべての生徒が活躍できる場面をつくりだし、生徒の自己有用感を高める。（絆づくりのための場づくり）

<教職員の心構え>

◆全教職員が愛情をもって生徒に接し、生徒ひとりひとりの自尊感情を育てる。

◆分かる授業、生徒との信頼関係に基づく授業を実践し、生徒の自信とやる気を引き出す。

◆学校生活のあらゆる場面で互いに認め合い、支え合い、高め合う集団づくりを進める。

◆親和的で支持的風土のある学級経営・学年経営を学校全体で進める。

＜いじめの未然防止の具体的取組＞

「分かる授業」をめざした授業改善の取組（学び合いの授業）

- ◆ アンケートQ Uの結果を活かした学習集団づくり（ルールとリレーション）
- ◆ 基礎・基本を定着させるための指導法の工夫（指導と評価の一体化）
- ◆ 学習集団に応じた授業の構成と展開（授業のユニバーサルデザイン）
- ◆ 「学び合い」を視点とした校内授業公開の実施（研究部）
- ◆ いじめを生み出さない風土づくりに根ざした道德教育の充実

「ルール」と「リレーション」を視点にした学年・学級経営の実践

- ◆ アンケートQ Uを活かした、生きて働く学年経営案・学級経営案の作成
- ◆ 学年経営案・学級経営案に基づく日常的な取組（指導と評価）
- ◆ アンケートQ Uを活かした学級集団づくりについての職員研修の実施
- ◆ 特別な支援や配慮を要する生徒への対応についての共通理解

学校生活の重点目標「THANKS運動」の展開

T 手伝い	H 履物	A 挨拶	N 読書	K 校歌	S 掃除
----------	---------	---------	---------	---------	---------

地域との交流・体験活動・ボランティア活動の実施

- ◆ 町民運動会、町文化祭、公民館祭、しのめ寮文化祭へのボランティア参加
- ◆ 地域の福祉施設との相互交流（福祉学習）
- ◆ 地域の伝統文化「銭太鼓」の取組（全校女子）
- ◆ 公民館活動と連携したリーダー育成の取組（宍道ジュニアリーダーズクラブ）

生徒会活動としての人権啓発活動（人権集会）

- ◆ 生徒会が企画・運営する人権集会の実施（１２月）
- ◆ 地域に出かけての人権啓発活動の実施（街頭キャンペーン等）

学園教育としての「ふるさと・キャリア教育」の推進

- ◆ 地域のひと・もの・ことを活用した教育活動の実施
- ◆ キャリア教育についての教職員研修の実施

いじめの早期発見の取組

いじめを見逃さない学校

いじめの早期発見の基本は、①生徒の小さな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③情報に基づき速やかに対応すること。生徒の変化に気づかなかったり、せっかく気づきながらもいじめを見逃したり、相談をうけながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対にさけなければならない。

日常の観察

◆生徒の小さなサインを見逃さない日々の観察

・ 朝礼の健康観察 ・ 欠席、遅刻の状況 ・ 給食や掃除の時間 ・ 授業の様子

※いじめ発見チェックポイント 25 の項目を参考に、日頃から担任、教科担当、部活顧問等が観察

◆生徒の様子についての教職員間での積極的な情報交換（朝礼における報告・連絡）

◆生活ノート「若木」を活用した担任と生徒のコメントのやりとり

◆保健室の養護教諭やスクールカウンセラー、サポートワーカー等との情報交換

◆保護者や地域の方からの生徒の様子にかかわる情報に耳を傾ける

相談体制の整備

◆定期的な教育相談による生徒理解（各学期 1 回年 3 回 全校体制）

◆家庭訪問、個人面談、学年行事等を活用した保護者相談

◆保健室（養護教諭）、相談室（サポートワーカー）を窓口とした相談体制

◆教育相談担当（スクールカウンセラー）を窓口とした相談体制

◆公民館、スポーツクラブ（社会体育）との連携

◆相談しやすい環境づくり・雰囲気づくり（相談者への細心の配慮）

・ 本人からの相談 ・ 周囲の生徒からの相談 ・ 保護者、地域の方からの相談

アンケートQUの活用

◆「アンケートQU回答一覧表」の質問項目のチェック

被侵害得点・質問 7～20 のネガティブチェック（5 と 4）

◆「アンケートQU結果のまとめ」のプロット図のチェック

不満足群・要支援群にプロットされている生徒をチェック

早期の個別面談（教育相談）の実施

組織対応とチーム支援

市教委：「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」の活用

◆ 12 月に実施し、学校全体の状況を把握する。全教職員で共有し、課題・改善点について検討する。

いじめに対する措置（早期対応）

いじめを許さない学校

<いじめへの対応の基本姿勢>

- ◆いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。
- ◆いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な対応や指導を行う。
- ◆学級担任、教科担当等、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。
- ◆いじめの再発を防止するための日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。
- ◆教職員がいじめの情報を校内で共有しないことは法に違反しうる。（法 23 条第 1 項）

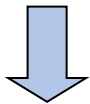
<いじめ対応の心構え> さ・し・す・せ・そ

さ	し	す	せ	そ
最悪を想定して	慎重に	速やかに	誠意をもって	組織をあげて

<いじめ対応の基本的な流れ>

いじめ情報のキャッチ

- ★「いじめ対策組織委員」を招集
- ★いじめられた生徒を徹底して守る
- ★見守る体制を整備（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）



1 次対応（緊急対応）

2 次対応（短期対応）

3 次対応（長期対応）

正確な実態把握

- 当事者双方、周囲の生徒からも聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

組織対応
と
チーム支援

指導体制・方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

市教委との連携
警察等との連携

被害生徒の
保護者への対応

加害生徒の
保護者への対応

生徒への指導・支援

- いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

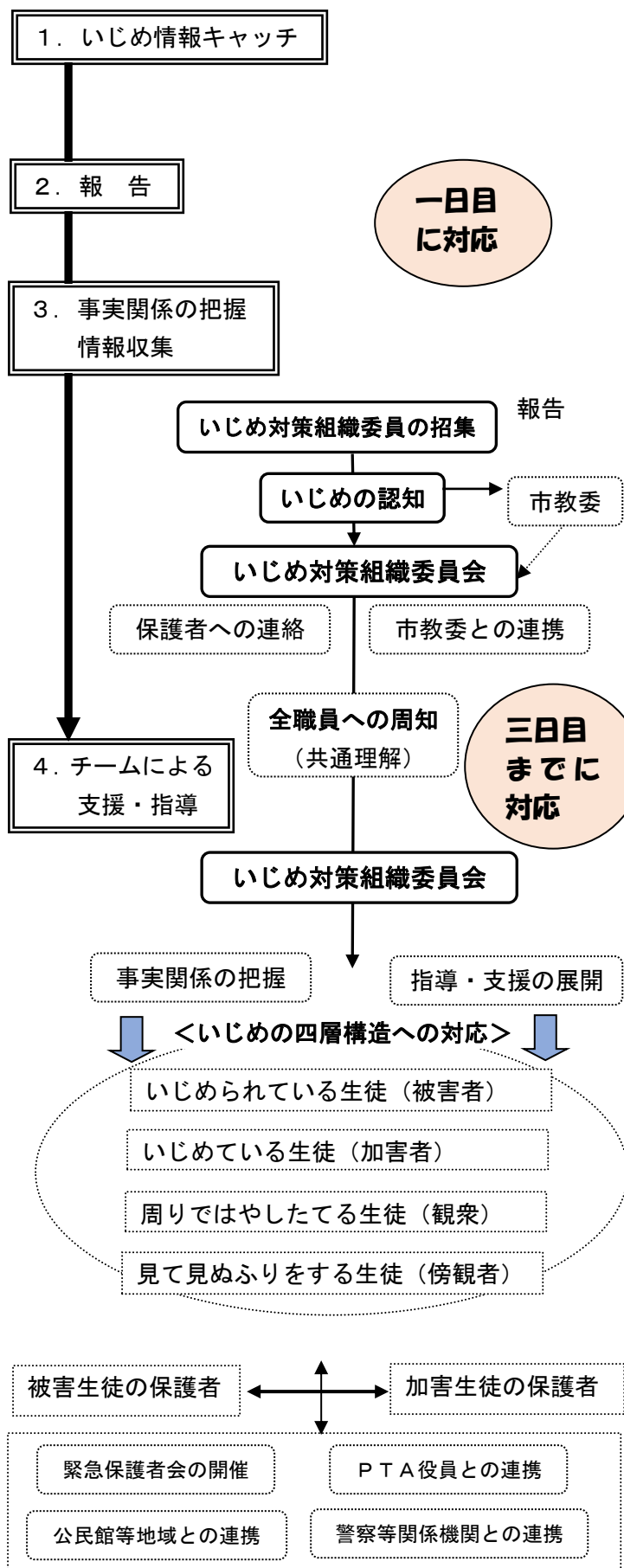
今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- スクールカウンセラー等の活用を含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、ひとりひとりが大切にされる学級経営を行う。

集団への指導

いじめの
四層構造へ
の対応

いじめ対応のフロー図



ポイント・留意点

◆初期対応の基本スタンス

- ・小さな危機を見逃さない
- ・見て見ぬふり対応をしない
- ・訴えや情報には真摯に対応
- ・訴え、相談、報告があったその日に行動
- ・担任一人で抱え込まない
- ・いじめられている生徒の立場にたった親身な対応
- ・「あなたを全力で守る」「お子さんを全力で守る」という決意とメッセージを伝える
- ・いじめを認知したら速やかに市教委に報告

◆面談の基本スタンス

- 「傾聴」「共感的理解」
- 「適応へのサポート」

◆被害者への基本スタンス

- ・先入観を持たずに聴き、勝手な解釈や批判はしない。
- ・性急に聴きだそうとせず、発言をじっくり待つ。
- ・保健室や相談室など危機を回避できる時間と場所を提供する。
- ・話はその子と関係が良好な教職員が対応することが望ましい。
(チーム対応)

◆把握したい事実関係

- ①いつ頃からか
- ②誰がどんな行為をしたのか
- ③その時どう感じたか
- ④今どう思っているか
- ⑤周りの生徒の様子はどうか

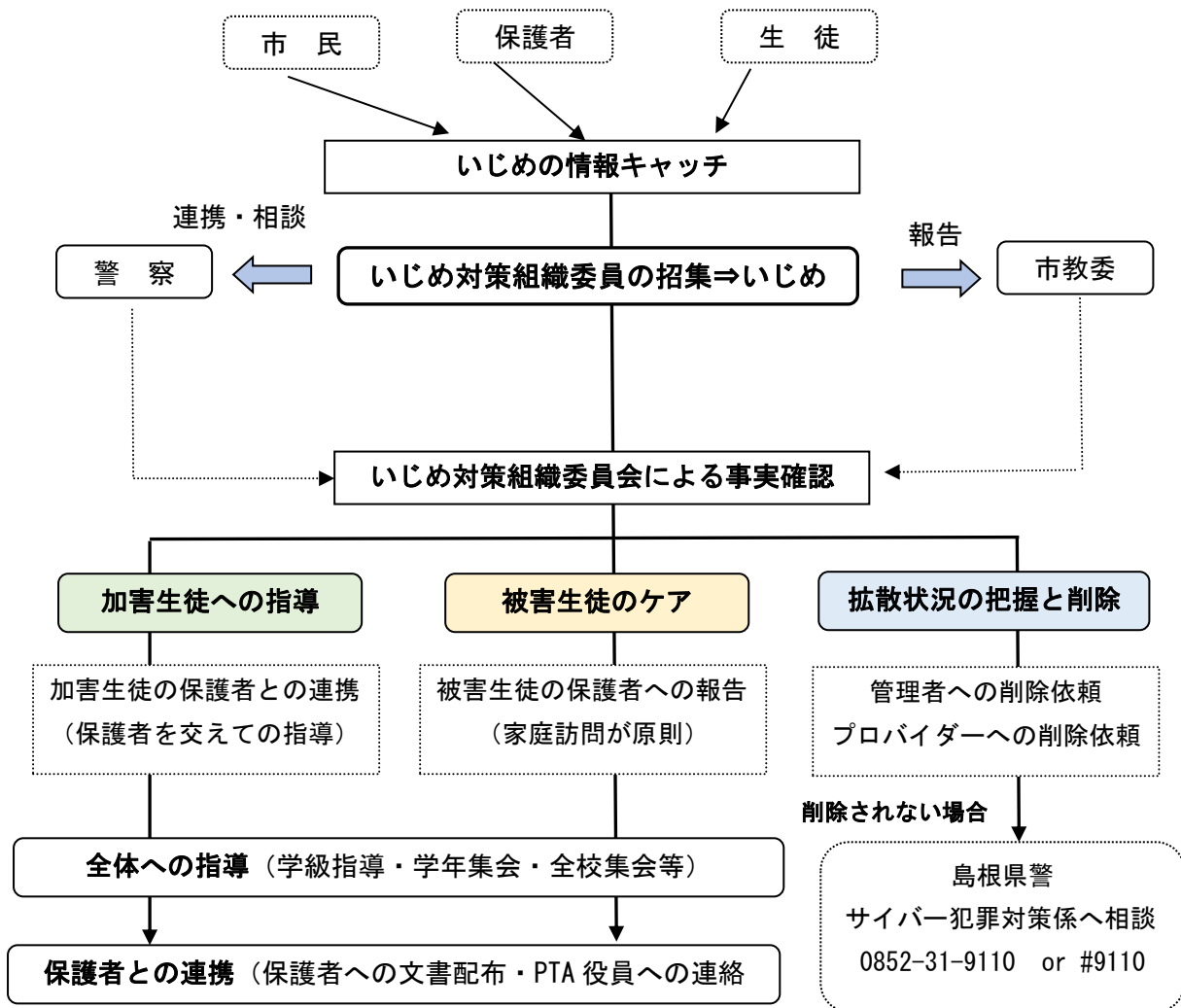
◆加害者への基本スタンス

- ・いじめの行為やその時の気持ちを受容的に聴く（理詰めで追い詰めることは避ける）
- ・気持ちを十分聴く中で自らの行為の不当性に気づかせる、よい方向に導く

ネット上のいじめ対応のフロー図

- ◆インターネットの特殊性による危険性を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- ◆未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォンを第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。
- ◆早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠。
- ◆ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応。

ネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。



– 10 –

「いじめ対策組織委員会」の設置と活動

「宍道中学校いじめ防止基本方針」で決められたことを実行に移す中核を担う組織として「いじめ対策組織委員会」を設置し、次の取組や活動を行う。

「いじめ対策組織委員会」は、原則として学期に1回、校長が主宰する。いじめ事案発生時は緊急に開催する。

- (1) 未然防止、早期発見、早期対応にかかわる実効的な取組
- (2) いじめ事案に対する指導方針・対応方針の検討
- (3) いじめの未然防止にかかわる取組・活動の企画と実施
- (4) 宍道中学校いじめ防止基本方針に定められた取組の有効性の点検と評価
- (5) 宍道中学校いじめ防止基本方針及び組織についての見直し

